船舶事故調査報告書

令和８年９月１６日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決
委　　員　　伊　藤　裕　康（部会長）
委　　員　　上　野　道　雄
委　　員　　高　橋　明　子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和７年１０月３０日　０９時４０分頃～１０時４３分頃の間）
発生場所	愛媛県宇和島市日振島南東方沖 日振島灯台から真方位１１１°２.２海里（M）付近 （概位　北緯３３°０９.４′　東経１３２°１８.５′）
事故の概要	漁船うらしお丸の船長は、筏への係留又は筏からの解らん作業中、落水して溺死した。
事故調査の経過	令和７年１１月６日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか１人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 Ｌ×Ｂ×Ｄ、船質 機関、出力、進水等	 漁船　うらしお丸、０.５トン ＥＨ３－８２９２５（漁船登録番号）、個人所有 ５.５１ｍ（Lr）×１.６５ｍ×０.６０ｍ、ＦＲＰ ガソリン機関（船外機）、３０kW（動力漁船登録票による）、昭和６０年５月２０日
乗組員等に関する情報	船長　７９歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日　平成９年１１月１１日 免許証交付日　令和４年９月１４日 （令和９年１１月１０日まで有効）
死傷者等	死亡　１人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気　晴れ、視界　良好 船長発見場所（後述）の東北東方約１３.１Mに位置する宇和島特別地域気象観測所における観測値は、次のとおりであった。

時刻＼項目	気温（℃）	風向・風速			
		平均		最大瞬間	
		風向	風速（m/s）	風向	風速（m/s）
06:00	11.1	南東	2.2	南南東	3.6

07:00	11.2	東南東	1.1	東北東	2.0
08:00	13.3	南南東	1.2	東南東	2.8
09:00	15.5	東北東	1.3	北東	2.9
09:30	17.2	南東	1.9	南東	2.9
10:00	17.9	北	0.8	北	1.7
10:30	19.0	西	1.1	南西	1.7

海象：海上　平穏、水温　約２３℃（気象庁「沿岸域の海面水温情報」）、波高　約０．２～０．３ｍ（別の船で出漁中の船長の親族（以下「発見者」という。）の口述による情報）

事故の経過

本船は、船長が１人で乗り組み、一本釣り漁の目的で、令和７年１０月３０日０６時００分頃、日振島の大崎(おおさき)鼻南南西方沖の漁場に向けて宇和島市戸(と)島に所在する木戸(きど)港を出航した。

１０時４３分頃、発見者が大崎鼻南南西方沖８００ｍ付近の養殖施設（以下「本件筏」という。）の近くを通り掛かったところ、本船が本件筏に左舷着けしていた。

発見者は、本船上に船長の姿が見当たらないことを不審に思い、自船を着けて本船を調べたところ、船長がおらず、主機がアイドリング状態で、船尾側のたつからロープを本件筏に取った状態であったが、船首側はロープが取られていなかった。（写真１参照）

写真１　本船と本件筏の状況（海上保安庁提供）

発見者は、本船の船尾船底にうつ伏せで潜り込んだ状態の船長を発見し、船長に縄を繋(つな)いで自船に引き揚げた。

発見者は、日振島に所在する診療所に船長を自船で移送したが、医師によって船長の死亡が確認され、１１８番通報した。

（図１　参照）

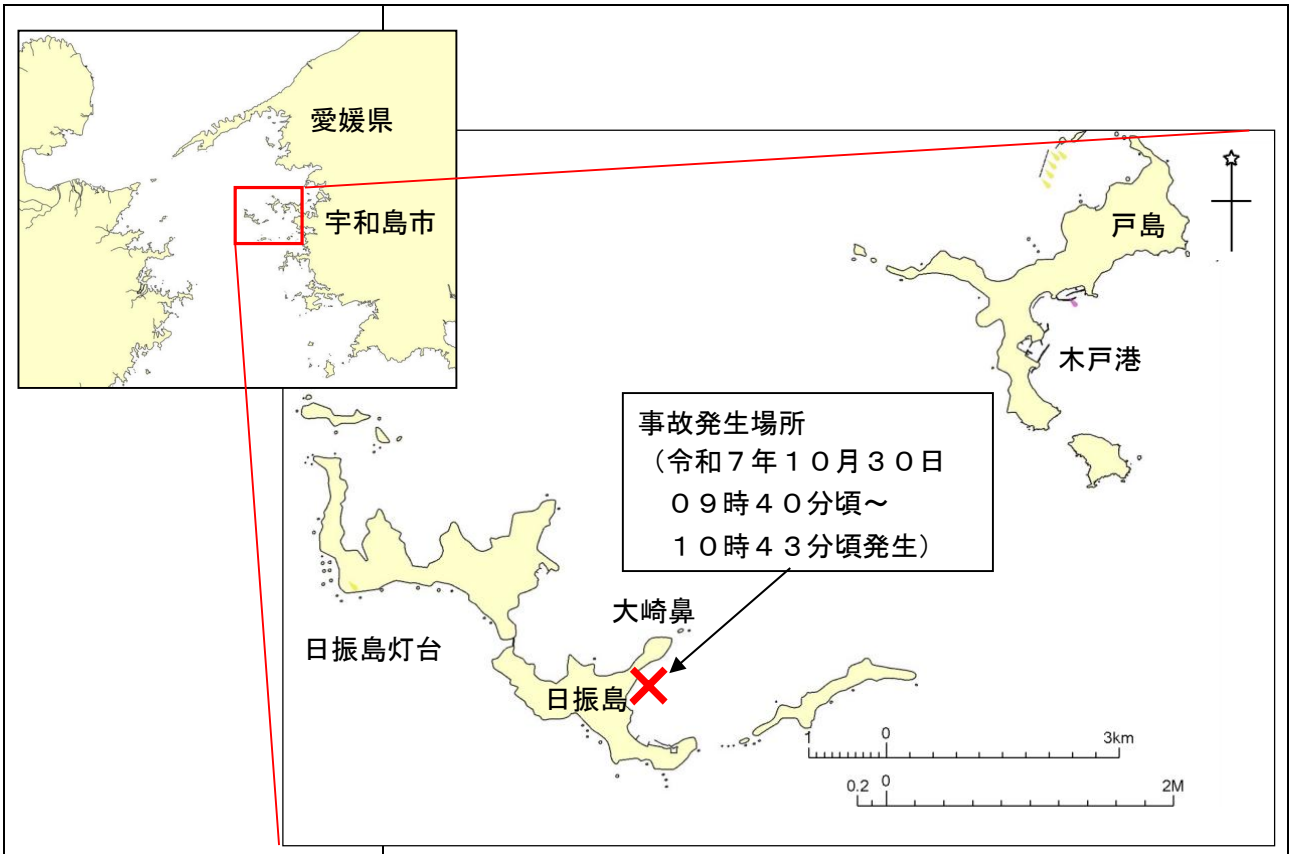

図１　事故発生場所概略図

検案書によれば、船長の死因は短時間の溺水であり、死亡推定日時は、令和７年１０月３０日１０時３０分頃であった。

その他の事項

(1)　船長の健康状態及び事故当日の状況

発見者、船長の家族及び海上保安庁担当者によれば、次のとおりであった。

船長は、持病等はなく、健康状態は良好であった。

発見者は、事故当日、漁場を移動している途中の０９時４０分頃、事故発生場所の近くで本船と船長の姿を見掛け、船長に手を振ったが、この時の船長に異常は感じなかった。

船長は、発見時、携帯電話を防水パックに入れて身に着けていた。

船長は、発見時、合羽（かっぱ）の上に固形式の救命胴衣を着用していた。救命胴衣のファスナーは最上部まで閉じられ、首元と腰の部分の紐（ひも）は固く結ばれていた。

(2)　本船に関する情報

本船には、船上に戻るためのはしごは備え付けられていなかった。

発見者によれば、本船が発見された際、船上には釣りに用いる手釣りの仕掛けが積まれていた。

(3)　発見者によれば、船長は、ふだんから本船を本件筏に係留して

	漁を行うことがあった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	 不明 なし なし 船長の死因は、短時間での溺水であった。 (1) 落水時刻及び場所について 船長は、０９時４０分頃、事故発生場所の近くで目撃された後、１０時４３分頃、本件筏に係船中の本船の船尾船底にうつ伏せで潜り込んだ状態となっているところを発見されたことから、０９時４０分頃から１０時４３分頃までの間に、事故発生場所付近において、本船から落水し、溺死したものと考えられる。 (2) 落水に至る状況について ① 発見時、本船の主機は、アイドリング状態であった。 ② 発見時、本船は、船尾側からロープを本件筏に取っていたが、船首側のロープは取られていなかった。 ③ ①及び②から、船長は、本船を本件筏に係留する作業中、又は本件筏から解らんする作業中、体勢を崩すなどして落水した可能性があると考えられるが、落水時の目撃者がおらず、船長が死亡しており、客観的情報も十分に得られなかったことから、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。 (3) 船上への復帰等について 本船には、船上に戻るためのはしごが備えられていなかったことから、落水した船長が船上に復帰することは困難であったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、日振島南東方沖において、本件筏に係留する作業中、又は本件筏から解らんする作業中、船長が落水し、船上に戻ることができず、溺水したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・小型船舶に１人で乗り組む船長は、船上での作業中は常に重心を低くするとともに、舷側に大きく身を乗り出すような体勢で作業を行わないこと。 ・小型船舶に１人で乗り組む船長は、落水した場合に船上に復帰できるよう、舷外にはしごを設置しておくことが望ましい。